

社会保険加入促進の徹底・定着
この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様、是非、ご参加下さい。

富山県 建設業社会保険加入推進地域会議 第1回建設業社会保険推進・処遇改善北陸地方連絡協議会 富山県部会

日 時 平成30年7月24日（火）13：30～16：30
会 場 県民会館 4階 401号室（住所：富山県富山市新総曲輪4-18）

目的

建設産業の担い手の確保に向けた環境整備の一環としての技能労働者の処遇向上、そして、公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政とが一体となつて社会保険加入対策に取り組んできました。

5年が経過し、加入率の上昇という形で、その効果も着実に現れています。

この取組を定着させ、さらに加入促進を徹底するため、今年度は、より地域に根ざした形で取組への理解を広げ、機運の醸成を図っていく地域レベルでの取組を行うこととしています。

その取組が、この「富山県 建設業社会保険加入推進地域会議」です。

主な内容

社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まりいただき、以下5点を行います。

- ①「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（H30.6.21開催）の内容説明
- ②富山県における契約約款改正等の説明
- ③保険制度及び働き方改革についての説明
- ④社会保険加入対策の取組を行っている建設企業の事例発表
- ⑤社会保険の加入に向けて企業が守るべき『行動基準』の採択

これにより、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われること、そして、技能労働者の処遇の向上、さらには、担い手の確保に繋がることが期待されます。

なお、②の『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「**社会保険加入促進宣言企業**」として募集し、北陸地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

参加対象者

- 富山県内に本店・支店等を置く建設企業
- 富山県内の施工実績を有する建設企業

※法人・個人は問いません。
※建設業関係団体への加盟・非加盟も
問いません。

主 催

富山県	富山県 建設業協会	北陸建専連	日建連 北陸支部	北陸地方整備局
-----	--------------	-------	-------------	---------

共 催

東海北陸厚生局	富山労働局	富山 年金事務所	富山県社会保険 労務士会	働き方改革推進 支援センター富山
---------	-------	-------------	-----------------	---------------------

富山県 建設業社会保険加入推進地域会議

第1回建設業社会保険推進・処遇改善北陸地方連絡協議会 富山県部会

日 時 平成30年7月24日（火）13：30～16：30
会 場 県民会館 4階 401号室（住所：富山県富山市新総曲輪4-18）

次第（案）

1. 開会

2. 議事

- ① 「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（H30.6.21開催）の会議内容の説明（建設業働き方改革加速化プログラムに沿った各施策）
- ② 富山県における契約約款改正等について
- ③ 保険制度及び働き方改革について
 - ・厚生年金保険制度について：東海北陸厚生局年金調整課
 - ・厚生年金保険制度の事務手続きについて：富山年金事務所
 - ・雇用保険制度について：富山労働局総務部労働保険徴収室
 - ・働き方改革について：富山労働局雇用環境均等室
- ④ 取組事例について
 - ・元請代表：（一社）日本建設業連合会
 - ・下請代表：建設産業専門団体北陸地区連合会
- ⑤ 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択
 - ・説明：一般社団法人富山県建設業協会
 - ・読み上げ：建設産業専門団体北陸地区連合会

3. 閉会

- #### 4. 富山県社会保険労務士会による相談ブース開設
- 閉会後16：30～17：00を予定
- ・社会保険について：富山県社会保険労務士会
 - ・働き方改革について：働き方改革推進支援センター富山

→相談をご希望の方は、参加申込書を送付する際、
別添「相談項目表」をご提出願います。
なお、「相談項目表」を未提出でも、相談して頂くことも可能です。

「社会保険加入を進めるにあたっての行動基準」 (案)

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

国土交通省 北陸地方整備局 建政部
計画・建設産業課 建設業係 行
【FAX:025-280-8746】

(別紙)

富山県建設業社会保険加入推進地域会議 第1回建設業社会保険推進・処遇改善北陸地方連絡協議会 富山県部会 参加申込書

日 時 平成30年7月24日(火) 13:30~16:30
会 場 県民会館 4階 401号室
(住所:富山県富山市新総曲輪4-18)

会社名		
所在地	〒 -	
TEL		
FAX		
参加者 (所属・氏名)	所属	氏名

※会場の定員には限りがございますので、各社2名までの参加をお願い致します。

- ①本申込書に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申込下さい。
- ②会議・説明会申し込みの受付については、先着順とし定員になり次第締切とさせていただきます。(定員超過により参加をお断りする場合には、当方より連絡させて頂きます。なお、連絡がない場合には出席可能とご理解ください。)
- ③駐車場台数には限りがありますので、可能な限り、公共交通機関をご利用いただきますようご協力をお願いします。
- ④ご記入いただいた個人情報は、会議・説明会以外の目的には使用することはございません。
- ⑤⑤当日は申込みに利用した参加申込書(FAXした参加申込書)の写しをお持ちください。
受付開始は13時00分からです。
- ⑥当日、同会場にて「建設キャリアアップシステム説明会」を10時00より開催します。

富山県 建設業社会保険加入推進地域会議 相談項目表

会社名		
所在地	〒 -	
T E L		
F A X		
質問者 (所属・氏名)	所属	氏名

質問項目：以下の該当する項目に○を付して下さい。

社会保険について

働き方改革について

両方

社会保険について：例に質問事項が無ければ、その他欄に記載して下さい。

- ・法定福利費の算出方法がわからない。
- ・高齢者、正規・非正規、外国人など労働者別の加入すべき適正な保険がわからない。
- ・一人親方や5人以下の家族経営の場合、どの保険に加入すべきかわからない。

その他（ ）

働き方改革について：例に質問事項が無ければ、その他欄に記載して下さい。

- ・就業規則の改訂方法がわからない。
- ・高齢者、正規・非正規、外国人など労働者別の適正な雇用方法がわからない。
- ・労働時間・出勤日数削減に対する助成制度はあるのか。

その他（ ）